

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見募集

法制審議会民法（債権関係）部会では、その第71回会議（平成25年2月26日開催）において、これまでの審議結果を中間的に取りまとめたものである「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が決定されました。

法務省民事局参事官室では、この中間試案を公表して、広く皆様の御意見を募集する手続を実施することとしました。また、この意見募集に際し、中間試案の内容を御理解いただく一助とする趣旨で、中間試案の項目ごとにそのポイントを要約して説明する「中間試案（概要付き）」と、より詳細な説明を加える「中間試案の補足説明」を作成し、公表しますので、これらも併せてお読みいただければ幸いです。

この中間試案では、項目末尾の（注）で異なる考え方が紹介されているところにも表れているように、これまでの審議結果を中間的に取りまとめたものであって、確定的な案を示すものではありません。（注）の記載の有無にかかわらず、民法（債権関係）部会の内部でも必ずしも意見の一致を見ていない項目は少なくありません。今回の意見募集の結果を踏まえた今後の審議において、更に検討を深めて成案を得ていくことが予定されているものです。

なお、寄せられた御意見については、当参事官室において取りまとめた上、今後の民法（債権関係）部会の審議の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1 意見募集期間

平成25年4月16日（火）～平成25年6月17日（月）

2 意見送付要領

住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別及び職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、電子メール、郵送又はファックスにより、日本語にて、意見募集期間の最終日必着で送付してください。

御意見を頂く際には、どの項目に対する御意見か（例えば「第1、2（2）について」など）を必ず明示するようにしてください。また、各項目について長文の御意見を提出される場合には、集約作業の正確性を期す必要がありますので、御意見の本文とともに、その要旨を各項目の冒頭等に付記してくださいようお願いします。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 あて先

法務省民事局参事官室

- 郵送：〒100-8977
東京都千代田区霞が関1-1-1
- FAX：03-3592-7039
- 電子メール：minji52@moj.go.jp

4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5894）